常滑港における台風接近時の避難勧告改正について

中部空港海上保安航空基地では、常滑港内において錨泊船が走錨し、空港島連絡橋等に衝突した場合、市民生活や経済活動にも大きな影響が及ぶおそれがあるため、 令和元年8月30日に港則法に基づく避難勧告を改正します。

1 改正内容

在港船は、速やかに港外退避することを原則とする内容に改正するものです。

改正前

暴風域が常滑港にかかる可能性があるとき、強風域が常滑港にかかる3時間 前を目安。ただし、夜間となる場合は、日没3時間前とする。

- 1 在港船は船長の判断により、陸揚げするか安全な場所へ避難すること。
- 2 避難場所においては、係留を強化し、流出等の防止に努めること。
- 3 台風情報に留意し、気象海象の把握に努めること。

改正後

1 在港船は、速やかに港外に退避すること。ただし、陸揚げするか安全 な場所へ避難している船舶を除く。

2 改正の背景

平成30年9月4日、台風21号が大阪湾付近を通過した際、関西国際空港の東側において避泊していたタンカーが走錨し、空港連絡橋に衝突したことにより、空港へのアクセスが制限されるなど大きな影響が生じました。

この事故を受けて、海上保安庁(東京)では、日本経済に影響を及ぼしかねない重要施設への走錨船の衝突事故を防止するため、有識者検討会を設置、平成30年3月に検討結果を取り纏め、現在、全国各地で具体的対策の検討が進められています。

第四管区海上保安本部では、錨泊船に対する走錨 監視と情報提供の強化を図るとともに関係者のご意 見を伺いながら、事故防止対策を推進することとし ています。





避難勧告とは?

台風など異常な気象・海象により港内において船舶交通の危険が生じるおそれがある場合、港長(又は部署長)から在港船舶に対して、港則法第39条第4項の規定に基づき勧告を行っています。

この勧告制度は、勧告基準の策定や在港船舶への伝達など地域関係者のご協力により運用されており、新たな常滑港における勧告基準と措置の内容は、次のとおりです。

【避難準備勧告の発令】

強風域が常滑港にかかる6時間前を目安。ただし、夜間となる場合は日没6時間前とする。

- 1 在港大型船舶は荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備をすること
- 2 小型船舶は、陸揚げや係留強化を行うか、安全な場所に避難すること
- 3 危険物荷役中の船舶は、荷役作業を直ちに中止できるよう準備すること
- 4 台風情報に留意し、気象海象の把握に努めること

【避難勧告の発令】

暴風域が常滑港にかかる可能性があるとき、強風域が常滑港にかかる3時間前を目安。ただし、夜間は日没3時間前。

- 1 在港船は、速やかに港外に退避すること。ただし、陸揚げするか安全な場所へ避難している船舶を除く。
- 2 避難場所においては、係留を強化し、流出等の防止に努めること
- 3 台風情報に留意し、気象海象の把握に努めること

(下線部は、改正した箇所)

【避難勧告の解除】

台風が通過し、強風域から脱したときを目安

